



LEGAL  
PARTNERS  
ACROSS  
ASIA

**Kelvin Chia Yangon Ltd (KCY)**  
Level 8A, Union Financial Center, Corner  
of Mahabandoola Road and Thein Phyu  
Road, Botahtaung Township, Yangon.  
(951)8610348/8610349  
[csg@kcyangon.com](mailto:csg@kcyangon.com)  
[www.kcpartnership.com](http://www.kcpartnership.com)

## KCY ニュースレター第 56 号

2020 年 6 月 26 日

### コロナの状況下での税金軽減措置

大統領府は、2020 年 6 月 12 日、ミャンマーのコロナ対策のための経済救済計画（CERP）に基づく財政刺激策の一環として、連邦税法についての大統領令第 1/2020 号（「本大統領令」）を公布しました。本大統領令は、投資、貿易、銀行セクターの改善を通じて、民間セクターに対するコロナの影響を緩和することを目的としています。

以下では、企業産業省の第 65/2020 号通知に係る本大統領令に定められた税制上の軽減措置の要約は、次のとおりです。

#### 1. 2019-2020 年の所得年度中の増加賃金・給与に対する 10%の払い戻し不能な税額控除

会社は納税者として、従業員の増加賃金・給与の 10%を、所得税の税額控除とすることができます。通知第 65/2020 号では、「増加賃金・給与」は、「追加の賃金と給与」とされ、「2019 年-2020 年の所得年度に支払われた追加の賃金と給与が、次の理由で、直前の所得年度に支払われたものが超える場合を指す。

(a) 前年に雇用していた従業員と本年度の従業員が同数であるが、当該従業員の賃金・給与を引き上げた場合（すなわち、昨年の従業員に対する賃金・給与の上昇）

(b) 昨年より従業員数が増加したため、追加の賃金・給与が支払われた場合（すなわち、[従業員の増員による増加]。）」を意味するとされています。

この税額控除は払い戻しができず、他の税金支払いに対して払い戻しや相殺することはできません。この税額控除は来年に繰り越すこともできません。

#### 2. 2019 年-2020 年の所得年度に支払われた増加賃金・給与の 125%を損金として取り扱い

また、通知第 65/2020 号の「増加賃金」の定義に基づき、増額した賃金・給与の 125%を、損金とできます。この費用の損金化は、事業が赤字であっても適用することができます。その場合、所得税法上、欠損金は翌年に繰り越すことができます。



[kcpartnership.com](http://kcpartnership.com)



[Kelvin Chia Yangon Ltd](https://www.linkedin.com/company/kelvin-chia-yangon-ltd)



[KCvantage](https://www.facebook.com/KCvantage)

本条規則に基づく税金軽減は、ミャンマー投資法又は経済特区法に基づき、税金の軽減及び免除を受ける納税者にも適用されます。

### 3. 2019年-2020年の資本設備への追加投資総額に対する10%の返還不能の税額控除

会社は納税者として、2019年-2020年の所得年度中に投資によって増加した追加資本設備の総額の10%を、法人所得税での返還不能の税額控除とできます。

また、通知第65/2020号では、「資本設備への追加投資」では、「(a) 無形資産の取得のための投資、(b) 土地、建物又は土地及び建物の購入、改良又は拡張。」が除外されます。また、同通知において、前所得年度に保有していた有形資本設備の評価替えによる増加は、当該有形投資設備自体の増加を行わない場合は、追加投資に該当しないとされています。

この税額控除は、過年度の過払い分を当年度の所得税と相殺した後にのみ行うことができます。この税額控除は払い戻し不可であり、他の税金支払いに対して払い戻しや相殺することはできません。また、当該税額控除は翌年に繰り越すことはできません。

さらに、ミャンマー投資法又は経済特区法に基づく税金軽減、免税および再投資免税を受ける事象者は、この税額控除の対象外となります。

### 4. 2019年-2020年の所得年度の追加資本設備の減価償却費125%を「一時償却」として計上

会社は納税者として、2019年-2020年の所得年度の資本設備への追加投資の価値について125%を減価償却とすることができます。この減価償却は、事業が赤字であっても行うことができます。その場合、所得税法上、欠損金は翌年に繰り越すことができます。

この規則に基づく税金軽減は、ミャンマー投資法又は経済特区法に基づき税金軽減又は免除を受けることができる納税者にも適用されます。

詳細な説明及び統一した実施のための基準は、通知第65/2020号に定められておりますが、ご参考までに、弊社と共同で税務・会計業務を行うミヤット・アンド・アソシエイツが作成した通知第65/2020号に関連して大統領令によって定められている税金軽減措置の例示をお示しいたします。

本記事に記載されている情報は、一般の情報源から入手したものであり、ケルビンチアヤンゴンは情報の正確性について責任を負いません。本記事に記載されている情報は、法的助言を構成するものではありません。



## Our Partners in Yangon



**Cheah Swee Gim**

Director of Kelvin Chia Yangon  
Senior Partner of Kelvin Chia Partnership  
cheah.sweegim@kcpartnership.com



**Pedro Jose F. Bernardo**

Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon  
Partner of Kelvin Chia Partnership  
pedro.bernardo@kcpartnership.com



**Khin Leimar Ban Aye**

Principal Legal Manager of Kelvin Chia Yangon  
Partner of Kelvin Chia Partnership  
klm@kcyangon.com



**Lyra Miragrace Flores Bisnar**

Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon  
Partner of Kelvin Chia Partnership  
lmc@kcyangon.com

## About Kelvin Chia Yangon (KCY)

KCY has been in active operation in Myanmar since 1995, currently with offices in Yangon and Mandalay. KCY is the firm of choice for those seeking to navigate Myanmar's fast-changing and complex regulatory landscape, a jurisdiction in which KCY has gained in-depth legal expertise from the numerous transactions it has handled.

### Our main practice areas

Foreign Investments | Incorporation and Company Maintenance | General Corporate and Commercial | Due Diligence | Mergers and Acquisitions | Joint Ventures and Production Sharing Agreements | Investment Funds | Energy/Oil and Gas | Natural Resources/Mining | Banking | Project and Project Financing | Manufacturing | Education | Agriculture | Real Estate | Infrastructure | Construction | Telecommunications | Compliance / Regulatory | Licensing and Permits | Labour and Employment | Immigration | Taxation | Insurance | International Arbitration | Intellectual Property | Special Economic Zones

**Yangon Office:** Level 8A, Union Financial Center (UFC), Corner of Mahabandoola Road and Thein Phyu Road, Botahtaung Township, Yangon.

**Mandalay Office:** Room No. A-3 (2nd Floor) | Win Yin Mon Condo | 67th Street (31st x 32nd Street) | Chan Mya Thar Zan Township | Mandalay.